**平成２７年（フ）第１５２号**
大阪府松原市北新町４丁目５番12号、前住所大阪府松原市高見の里６丁目17番18号
債務者　荒井　広美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１６５号**
堺市西区浜寺船尾町西３丁31番地　ストーク浜寺弐番館203号
債務者　谷　亜由美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１４号**
北海道白老郡白老町大町３丁目１―10、住民票上の住所函館市新川町19番１号
債務者　中川　盛善
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２７年（フ）第７１号**
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地78棟102号、従前の住所愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地25棟302号
債務者　宗廣　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第７７号**
愛知県犬山市横町80番地、住民票上の住所愛知県小牧市大字間々原新田1893番地１　レインボー小牧原505号
債務者　池下　聖人
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第８２号**
愛知県稲沢市赤池中町47番地
債務者　福崎　剣悟
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２３０号**
香川県小豆郡土庄町甲3648番地１、住民票上の住所香川県小豆郡土庄町甲3788番地４
債務者　瀧本　奈美（旧姓乃口・宮宇地）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１２号**
香川県丸亀市田村町332番地６
債務者　石川　祐岐（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第７３号**
千葉県市川市二俣１丁目２番１―107号　サンリバーイシイ
債務者　小見　千惠
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１２７号**
千葉県市原市姉崎632番地２　コーポ菊Ⅱ101
債務者　向川　芳美
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第２７７号**
名古屋市東区前浪町１番１―606号　市営前浪荘
債務者　堀　　節子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５３号**
長崎県長崎市畝刈町321番地１　ブルーハイツ畝刈307、旧住所長崎県長崎市京泊３丁目31番３号　コーポ光永301
債務者　東野　康宏
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第６０号**
長崎県長崎市西北町26番55号
債務者　坂瀬　信也
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第４３号**
秋田市飯島字飯島水尻503番地１　フォレストヒルズ202号、前住所秋田市土崎港相染町字沖谷地18番地　レフィナードⅡ102号
債務者　鈴木　崇宏
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２３号**
福島県郡山市清水台２丁目10番11号　レジデンス清水台603号
債務者　宍戸　明美
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第１５号**
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字都橋山１番地47
債務者　吉成　和子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２７年（フ）第１３号**
福島県いわき市錦町上中田80番地の２
債務者　渡邉　翔太
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福島地方裁判所いわき支部